

6 残余遺留金品の保管等

(1) 残余遺留金の保管等の状況

ア 制度の概要

引取者のない死亡人の葬祭費用に、死亡人の遺留金を充当してもなお、残余遺留金があり、相続人等への引渡しができなかった場合には、前記5(2)及び5(3)のとおり、民法上、相続財産管理制度や弁済供託制度を利用することとなる。

しかし、当省の調査時点では、残余遺留金が発生した全ての事例に対し、必ずしもいずれかの制度が活用されている状況ではなかった。

相続人等への引渡しや相続財産管理制度、弁済供託制度の活用ができなかった残余遺留金は、市区町村等が引き続き保管するほかないが、地方自治法第235条の4第2項において、地方公共団体は、債権の担保として徴するもののほか、地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ保管することができないとされている。

イ 基礎調査結果

基礎調査において把握した遺留金の保管状況は、以下の表6-(1)-①のとおりであり、墓理法及び生活保護法は、平成30年3月31日から令和3年10月末日にかけて、遺留金を保管していた市区町村の割合及び1市区町村当たりの遺留金保管額がともに増加している。

また、令和3年10月末日時点で、遺留金を歳入歳出外現金として保管していたものは、行旅法29市区町村、墓理法60市区町村、生活保護法54市区町村みられた。

表6-(1)-① 各年度末等時点の遺留金の保管状況

法律	時点	0件と回答した市区町村数	1件以上と回答した市区町村数	回答した市区町村数の合計(A)	保管総額(B)	1市区町村当たりの保管額(B/A)
行旅法	平成30年 3月31日	575 (94.9%)	31 (5.1%)	606 (100%)	5,913万8,393円	9万7,588円
	令和3年 3月31日	554 (90.2%)	60 (9.8%)	614 (100%)	1億8,625万8,519円	30万3,353円
	令和3年 10月末日	554 (90.2%)	60 (9.8%)	614 (100%)	1億6,190万980円	26万3,682円
墓理法	平成30年 3月31日	442 (85.3%)	76 (14.7%)	518 (100%)	2億4,354万4,341円	47万163円
	令和3年 3月31日	384 (69.8%)	166 (30.2%)	550 (100%)	5億4,821万576円	99万6,747円
	令和3年 10月末日	352 (63.3%)	204 (36.7%)	556 (100%)	6億6,017万909円	118万7,358円

法律	時点	0件と回答した市区町村数	1件以上と回答した市区町村数	回答した市区町村数の合計(A)	保管総額(B)	1市区町村当たりの保管額(B/A)
生活保護法	平成30年 3月31日	356 (81.8%)	79 (18.2%)	435 (100%)	10億265万8,748円	230万4,963円
	令和3年 3月31日	309 (67.2%)	151 (32.8%)	460 (100%)	12億4,276万178円	270万1,653円
	令和3年 10月末日	294 (62.0%)	180 (38.0%)	474 (100%)	13億2,748万7,748円	280万607円

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内の数値は、「回答した市区町村数の合計」に対する割合であり、小数第2位を四捨五入している。

3 「1市区町村当たりの保管額(B/A)」欄は、1円未満を四捨五入している。

ウ 実地調査結果

調査対象市区町村のうち、令和3年10月末日時点で、残余遺留金を保管していたとする市区町村における保管状況は、以下の表6-(1)-②のとおりであった。行旅法、墓埋法及び生活保護法いずれも歳入歳出外現金として保管している市区町村が最も多く見られたが、一方で、市区町村が歳入歳出外現金としてではなく、一時預かり金や一時取扱金、予算外の現金等といった実務上一時的に預かっている現金（以下「一時預かり金等」という。）として保管している市区町村もみられた。

表6-(1)-② 令和3年10月末日時点の残余遺留金の保管状況

法律	令和3年10月末日時点で残余遺留金を保管していたとする市区町村数			
	歳入歳出外現金として保管	一時預かり金等として保管	その他の方法で保管	
行旅法	14	12	2	0
墓埋法	38	26	11	1
生活保護法	36	25	10	1
区分不明	1	0	0	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 葬祭費用への充当若しくは相続財産管理制度若しくは弁済供託制度を利用するための調査・手続に着手する前又は着手中の遺留金については一時預かり金等として保管し、葬祭費用への充当又は各調査・手続以後の残余遺留金については歳入歳出外現金として保管している場合、「歳入歳出外現金として保管」に区分している。

(7) 行旅法

地方公共団体における現金又は有価証券の保管に当たっては、前記アのとおり、法律又は政令の規定によるのでなければ保管することができないとされている。

行旅死亡人に係る残余遺留金を歳入歳出外現金として保管している12市区町村に根拠法令の認識を確認したところ、以下のとおり、法律・政令以外を保管の根拠として認識して

いる事例や根拠法令はないと認識している事例がみられた。

- | | |
|--------------------------------|----------|
| ① 行旅法第 12 条 | (4 市区町村) |
| ② 遺失物法 (平成 18 年法律第 73 号) 第 1 条 | (1 市区町村) |
| ③ 市区町村の遺留金や財務等に係る独自規定 | (5 市区町村) |
| ④ 根拠法令はない | (2 市区町村) |

また、歳入歳出外現金として保管しているものの、保管の根拠となる法令はないと認識している市区町村の中には、保管の根拠となる法令がないため、暫定的に庁舎事務室内の金庫に保管している事例がみられた。当該市区町村では、庁舎事務室内の担当課所有の施錠できるロッカー内に金庫を設置し、更に手提げ金庫に入れ、厳重に保管しているが、保管場所の確保にも限界があり、特に汚損・破損紙幣の取扱いに苦慮しているとの意見がみられた。

(イ) 墓埋法

墓埋法適用死亡人に係る残余遺留金を歳入歳出外現金として保管している 26 市区町村に根拠法令の認識を確認したところ、以下のとおり、法律・政令以外を保管の根拠として認識している事例や根拠法令はないと認識している事例がみられた。

- | | |
|------------------------|-----------|
| ① 墓埋法第 9 条第 2 項 | (1 市区町村) |
| ② 遺失物法第 1 条 | (2 市区町村) |
| ③ 市区町村の遺留金や財務等に係る独自規定 | (11 市区町村) |
| ④ 根拠法令はない | (11 市区町村) |
| ⑤ 根拠規定について検討したことがない、不明 | (1 市区町村) |

また、一時預かり金等として残余遺留金を保管している 11 市区町村の中には、残余遺留金を歳入歳出外現金として保管すべく当該市区町村の会計部局に相談したが、歳入歳出外現金として取り扱うことができる根拠法令がないとして、歳入歳出外現金としての保管を断念している事例がみられた。当該市区町村は、1 件ずつ袋にまとめて庁舎内の金庫で、残余遺留金を保管している。このため、今後、保管する残余遺留金が増えていくことを懸念しており、弁済供託の利用ができないか、検討を進めるとしている。

さらに、令和 3 年 10 月末日時点では残余遺留金を保管していなかったが、過去に庁舎内の金庫に保管していた現金が盗まれたことをきっかけに、当該市区町村の会計部局と調整し、残余遺留金を歳入歳出外現金として取り扱うこととした事例もみられた。当該市区町村は、令和 3 年 10 月末日時点では、残余遺留金を歳入歳出外現金として取り扱うこととしているものの、根拠法令はないものと認識しており、墓埋法適用死亡人に係る残余遺留金について、歳入歳出外現金として保管できる根拠法令を定めてほしいとしている。

歳入歳出外現金として保管しているが、法律・政令以外を保管の根拠として認識している市区町村や根拠法令はないと認識している市区町村又は一時預かり金等として残余遺留金を保管している市区町村の中には、墓埋法第 9 条第 2 項で準用することとされている費

用に関する規定に、行旅法第 12 条が含まれないと解している市区町村があり、墓埋法に準用条項が明記されていないことが、墓埋法適用死亡人に係る残余遺留金について、保管の根拠法令が認識されていない一因と考えられる。

(ウ) 生活保護法

生活保護法適用死亡人に係る残余遺留金を歳入歳出外現金として保管している 25 市区町村に根拠法令の認識を確認したところ、以下のとおり、省令を根拠法令と認識している事例や法律・政令以外を保管の根拠として認識している事例、根拠法令はないと認識している事例がみられた。

- ① 生活保護法第 76 条第 1 項 (3 市区町村)
- ② 生活保護法施行規則第 22 条第 2 項 (4 市区町村)
- ③ 市区町村の遺留金や財務等に係る独自規定 (14 市区町村)
- ④ 根拠法令はない (3 市区町村)
- ⑤ 根拠規定について検討したことがない、不明 (1 市区町村)

生活保護法施行規則については、省令であることから、地方公共団体が残余遺留金を歳入歳出外現金として保管する根拠となる法律又は政令には当たらない。

しかし、複数の市区町村が生活保護法施行規則を根拠法令と解している原因は、以下の表 6-(1)-③のとおり、生活保護法第 76 条第 1 項が一見、遺留金を葬祭扶助に充当するまで保管できることに対する規定であり、葬祭扶助に充当してもなお残余を生じた場合の保管の根拠法令は生活保護法施行規則第 22 条第 2 項において規定されているように見受けられるためと考えられる。

また、一時預かり金等として残余遺留金を保管している 10 市区町村の中には、残余遺留金を保管する根拠法令がなく、どのような保管方法が正しいか不明であるため、予算外の現金という扱いで庁舎内の金庫に保管している事例がみられた。当該市区町村は、今後は歳入歳出外現金として管理していくことを検討しているため、根拠法令を国に示してほしいとしている。

表 6-(1)-③ 生活保護法及び生活保護法施行規則（関係条文の抜粋）

<p>○生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号） （遺留金品の処分）</p> <p>第七十六条 第十八条第二項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>○生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号） （遺留金品の処分）</p>
--

第二十二條 (略)

2 保護の実施機関が法第七十六條の規定による措置をとつた場合において、遺留の金品を保護費に充当して、なお残余を生じたときは、保護の実施機関は、これを保管し、速やかに、相続財産管理人の選任を家庭裁判所に請求し、選任された相続財産管理人にこれを引き渡さなければならない。ただし、これによりがたいときは、民法第四百九十四條の規定に基づき当該残余の遺留の金品を供託することができる。

3 (略)

(注) 下線は当省が付した。

(I) 厚生労働省の見解

厚生労働省に対して、市区町村等が残余遺留金を歳入歳出外現金として保管することができる根拠法令を確認したところ、以下のとおり、法律に基づき、歳入歳出外現金として保管することが可能であるという見解であった。

- ・ 行旅死亡人に係る残余遺留金は、相続財産管理人への引渡し又は弁済供託をするまでは、行旅法第12条を根拠法として歳入歳出外現金として保管することが可能である。
- ・ 墓理法適用死亡人に係る残余遺留金は、墓理法第9条第2項により行旅法第12条が準用されるため、墓理法第9条第2項を根拠法として歳入歳出外現金として保管することが可能である。
- ・ 生活保護法適用死亡人に係る残余遺留金は、葬祭費用に遺留金を充当してもなお残余が生じるのは当然に想定される場所であるから、生活保護法第76条第1項は、保護の実施機関が遺留金を保管することを当然に予定しており、残余遺留金についても、相続財産管理人への引き渡し又は弁済供託をするまでは、同条を根拠に歳入歳出外現金として保管できると考える。このため、生活保護法第76条第1項を根拠法として歳入歳出外現金として保管することが可能である。

なお、生活保護法施行規則第22条第2項は、特に、残余遺留金の処理・保管について、詳細を定めたものである。

前記厚生労働省の見解のとおり、市区町村等は残余遺留金を、法律に基づき、歳入歳出外現金として保管することが可能である。市区町村等においては、相続財産管理制度や弁済供託制度の活用が難しく、引き続き保管せざるを得ない残余遺留金を含め、紛失・盗難等を防止し、適切に保管する観点から、残余遺留金を歳入歳出外現金として管理することが適当であると考えられる。

しかし、手引には残余遺留金が歳入歳出外現金として保管可能であることやその根拠法令は明記されていない。そのため、市区町村がこれらを明確に認識しているとは言えず、引取者のない死亡人の遺留金の保管額が増加傾向にある中、市区町村が残余遺留金の保管方法や保管場所に苦慮している状況がみられた。

【所見】

したがって、厚生労働省は、市区町村等における引取者のない死亡人の残余遺留金の適切な保管を図る観点から、残余遺留金は行旅法第12条、墓埋法第9条第2項及び生活保護法第76条第1項を根拠法令として歳入歳出外現金として保管できることを、手引等に記載することにより、市区町村等に対し明確に示す必要がある。

(2) 残余遺留物品の保管等の状況

ア 制度の概要

行旅法第 12 条においては、行旅死亡人の遺留金品は市区町村が保管することとされ、行旅法第 14 条においては、市区町村は行旅死亡人取扱費用の弁償を得たときは、相続人に保管する遺留金品を引き渡すこととされている。

このため、相続人に引き渡すまで、残余遺留物品は市区町村が保管することとなる。

一方で、行旅法第 12 条ただし書により、遺留物品に、滅失・毀損するおそれがあるとき、又は保管に不相当の費用・手数を要するときは、売却・棄却が可能とされている。

また、昭和 62 年通知別紙の I の第 11 の 4 において、見積価格が一定額以下の物件については、競売に付することなく処分できることとされている。

墓埋法第 9 条第 2 項においては、同条第 1 項に基づく埋火葬の費用に関して、行旅法の規定を準用することとされている。

生活保護法施行規則第 22 条第 3 項においては、行旅法第 12 条ただし書の規定と同様に、遺留物品に、滅失や毀損のおそれがあるとき、又は保管に不相当の費用・手数を要するときは、売却・棄却が可能であるとされている。

なお、遺留物品を売却又は棄却できる場合として定められている滅失・毀損するおそれがあるとき、又は保管に不相当の費用・手数を要するときについては、手引において「期限の定めのある金券類（商品券）など」が想定される旨の記載があるほか、どのような場合がこれに該当するのか、明確な基準は設けられていない。

イ 基礎調査結果

基礎調査において把握した遺留物品の保管状況は、以下の表 6-(2)-①のとおりである。

また、1 市区町村当たりの遺留物品の保管件数でみると、行旅法、墓埋法及び生活保護法いずれも、平成 30 年 3 月 31 日から令和 3 年 10 月末日にかけて増加傾向がみられた。

表 6-(2)-① 各年度末時点の遺留物品の保管状況

法律	時点	0 件と回答した市区町村数	1 件以上と回答した市区町村数	回答した市区町村数の合計 (A)	保管 総件数 (B)	1 市区町村 当の保管 件数 (B/A)
行旅法	平成 30 年 3 月 31 日	488 (87.6%)	69 (12.4%)	557 (100%)	835	1.50
	令和 3 年 3 月 31 日	451 (79.3%)	118 (20.7%)	569 (100%)	856	1.50
	令和 3 年 10 月末日	444 (78.2%)	124 (21.8%)	568 (100%)	940	1.65

法律	時点	0件と回答した市区町村数	1件以上と回答した市区町村数	回答した市区町村数の合計 (A)	保管 総件数 (B)	1市区町村 当の保管 件数 (B/A)
墓 埋 法	平成30年3月31日	373 (81.3%)	86 (18.7%)	459 (100%)	1,908	4.16
	令和3年3月31日	319 (63.8%)	181 (36.2%)	500 (100%)	4,363	8.73
	令和3年10月末日	288 (56.3%)	224 (43.8%)	512 (100%)	5,116	9.99
生 活 保 護 法	平成30年3月31日	324 (82.9%)	67 (17.1%)	391 (100%)	6,734	17.22
	令和3年3月31日	287 (69.2%)	128 (30.8%)	415 (100%)	9,669	23.30
	令和3年10月末日	278 (65.6%)	146 (34.4%)	424 (100%)	10,952	25.83

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 ()内の数値は、「回答した市区町村数の合計」に対する割合であり、小数第2位を四捨五入している。
3 「1市区町村当たりの保管件数 (B/A)」欄は、小数第3位を四捨五入している。

また、遺留物品の保管期間を定める規程(条例、規則・細則、要綱・要領等)があると回答した市区町村は、行旅法 97 市区町村、墓埋法 56 市区町村、生活保護法 79 市区町村みられた。一方で、規程がないと回答した市区町村は、行旅法 536 市区町村、墓埋法 536 市区町村、生活保護法 404 市区町村みられ、保管期間を定める規程を作成していない市区町村の方が多くみられた。

ウ 実地調査結果

調査対象とした 71 市区町村のうち、令和 3 年 10 月末日時点で、残余遺留物品を保管していたとする市区町村は、行旅法 21 市区町村、墓埋法 39 市区町村、生活保護法 35 市区町村みられた^(注)。

(注) 令和 3 年 10 月末日時点で、残余遺留物品を保管していたとする市区町村以外の市区町村には、令和 3 年 10 月末日時点で残余遺留物品を保管していなかったとする市区町村のほか、残余遺留物品の保管の有無について不明(葬祭費用への充当や相続人等への引渡し手続の途中である遺留物品と残余遺留物品を区別して計上していないため)と回答した市区町村及び回答を得られなかった市区町村を含む。

前記アのとおり、遺留物品を売却又は棄却できる場合は、滅失・毀損するおそれがあるとき、又は保管に不相当の費用・手数を要するときと定められており、どのような場合にこれに該当するかについては、手引において「期限の定めのある金券類(商品券)など」が想定される旨の記載があるのみで、明確な基準は設けられていない。

令和3年10月末日時点で残余遺留物品を保管していた市区町村の中には、以下のとおり、遺留物品を廃棄することが適当か判断に苦慮している市区町村がみられた。

- ① 相続人等からの引取りの申出がある可能性があるため、廃棄できずに保管し続けている。(7市区町村)
- ② 現行の法令・規定では、滅失・毀損するおそれがあるとき、又は保管に不相当の費用・手数を要するとき以外の遺留物品について、廃棄に係る定めがないため、過年度の遺留物品についても廃棄できずに保管し続けている。(6市区町村)
- ③ 預金通帳や印鑑について、「保管に不相当の費用・手数が掛かるとき」と判断して良いか分からず、廃棄できずにやむなく保管し続けている。(1市区町村)

また、令和3年10月末日時点で残余遺留物品を保管していた市区町村の中には、前記のとおり遺留物品の廃棄の判断に苦慮し、廃棄が進まないことから、保管場所の確保に苦慮している市区町村がみられた。

- ① 遺留物品の廃棄についての規程はないため、廃棄せず保管し続けている。残余遺留物品は増加するのみで、保管場所がひっ迫している。(3市区町村)
- ② 遺留物品の廃棄についての規程はないが、保管場所がひっ迫してしまったことから換金価値のないものなどを廃棄している又は廃棄を検討している。(2市区町村)
- ③ 現在の保管場所が適切ではない又はひっ迫していることから、金庫又は倉庫等の新たな保管場所を確保したいと考えているが、予算がない。(2市区町村)

一方、調査対象とした71市区町村の中には、残余遺留物品の保管期間や廃棄について、市区町村独自の規程を作成しているものが13市区町村みられ、その保管期間は、以下の表6-(2)-②のとおり、金銭的価値のないものについては直ちに廃棄可能としている規程から、民法上の債権の消滅時効を援用して10年間保管することとしている規程まで、市区町村により様々であった。

表 6-(2)-② 保管期間や廃棄について独自の規程を作成している事例

No.	保管期間	内容	保管期間の設定根拠	法律
1	場合によっては直ちに廃棄	換金価値のない遺留物品については、直ちに廃棄して差し支えない。ただし、廃棄に際しては複数職員で対応することとし、廃棄した物品・経過を記録する。	生活保護法及び同法施行規則において、葬祭費用への充当のため換金価値のある遺留物品については市区町村で保管することとされていると認識しているが、換金価値のないものをやむを得ず引き取った場合に市区町村が保管すべき規定はないため、取扱いに苦慮した結果規定したもの	生
2		原則として相続人への引渡し完了するまでの間は散逸しないよう取りまとめて保管する。ただし、衣類等保管することで毀損のおそれがある場合、保管に不相当の費用が見込まれる場合又は金銭的価値がないと見込まれる場合には、処分する旨を記録・決裁の上、廃棄することができる。	保管期間の設定根拠は不明	生
3	60日	保管開始から60日経過後に廃棄する。ただし、滅失・毀損のおそれがあるとき、又はその保管に不相当の費用・手数を要するときは保管期間にかかわらず廃棄可能とする。	規程は他市区町村のものを参考にしているが、保管期間については、過去の遺留金品の保管例や保管スペースの広さに照らし独自に検討したもの	生

No.	保管期間	内容	保管期間の設定根拠	法律
4	6か月	預金通帳等は、記録を取り、担当課が管理する金庫に保管。その他の遺留物品は、原則として相続人への引渡し完了するまでの間、散逸しないように取りまとめて保管する。ただし、保管後6か月が経過した場合、保管すべき物品が滅失又は毀損のおそれがある場合、その保管に不相当の費用又は手数を要する場合若しくは金銭的価値がないと見込まれる場合は、その旨記録し、決裁の上、廃棄することができる。	運用として6か月程度で廃棄していたものを、令和3年3月に手引が示されたことを契機として、規程の内容を見直し追記したもの	生
5		親族が存在するが連絡がつかない場合又は一度連絡がついた後、親族が市区町村からの連絡を忌避するなどし、対象者の死亡から6か月を超えて遺留物品の引受先が確保できない場合は、遺留品を処分できるものとする。	規程は他市区町村のものを参考にしているが、保管期間を6か月としている根拠は特にはない。	行 墓 生
6	1年	遺留金品をもって取扱費用を弁償してなお余りある場合、有価証券及び遺留物品については、おおむね1年間保管する。	遺骨の保管期間を1年(1年を経過したものについては合葬)としていることに倣ったもの	行
7		遺留品は相続人等が現れることを考慮して、1年程度保管した後、廃棄	年に1回行われる産業廃棄物の廃棄の機会に合わせたもの	生
8		換金価値がない場合、1年間保管後、廃棄するものとする。ただし、保管することが困難な衣類や生活用品、所属長が保管を不相当とするものについては1年未満でも廃棄できるものとする。	他市区町村の要領、マニュアル等を参考としたもの	行 墓 生

No.	保管期間	内容	保管期間の設定根拠	法律
9	最低1年以上	換金価値がなく、葬祭費に充当できなかった遺留物品は、相続人に引き渡す場合を除き、最低1年以上保管の上、課長決裁をとり処分する。	都道府県が発出した行旅死亡人の取扱いに係る規程に倣ったもの	行墓生
10		換金価値のない遺留物品は最低1年間保管し、衣類等の一部は切り取って身元判明の参考に永年保存する。	保管期間の設定根拠は不明	生
11	5年	遺留物品の保管期間は、福祉施設等から引き継いだ後5年とする。	遺骨の保管期間を5年(5年を経過したものについては合葬)としていることに倣ったもの	行
12		行旅死亡人取扱費用の弁償請求の消滅時効が5年であることを考慮し、遺留物品の保管期間は、5年とする。	行旅死亡人取扱費用の弁償請求の消滅時効が、地方自治法第236条 ^(注3) により5年であると解していることに倣ったもの	行墓
13		換金価値のない遺留物品は、所定の倉庫において、保管日の属する年度の翌年度の4月1日から原則として5年間保管し、期間経過後に決裁の上、これを廃棄する。	行旅死亡人等に係る文書の保存年限に倣ったもの	行墓生
14	1年又は10年	保管期間を、保管することが物理的に困難な衣類、生活用品等で、その換金価値が認められないもの又は管理責任者が保管を不相当とするものは1年、他の物品については10年と定めている。	民法第166条第1項第2号 ^(注4) の債権の消滅時効に倣ったもの 規定を設ける際、顧問弁護士に相談し法的に問題がない旨回答を得ている。	墓

No.	保管期間	内容	保管期間の設定根拠	法律
15	3年又は10年	遺骨の保管期間（葬祭を行う者がいない場合は3年、葬祭を行う者が判明しない場合は10年）と同期間保管する。	遺骨の保管期間に倣ったもの なお、遺骨の保管期間は、警察における身元が分からない遺体の情報検索が過去12年分できるため、この期間に準じている。	墓生
16	10年	遺骨の保管期間（10年）と同期間保管する。	遺骨の保管期間に倣ったもの なお、遺骨の保管期間は、警察における身元が分からない遺体の情報検索が過去12年分できるため、この期間に準じている。	行

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「法律」欄の「行」は行旅法、「墓」は墓理法、「生」は生活保護法を表す。

3 地方自治法第236条第1項には、地方公共団体の債権債務について次のとおり定められている。

「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によつて消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。」

4 民法第166条第1項第2号には、債権は、権利を行使することができる時から10年間行使しないとき、時効によつて消滅すると定められている。

また、保管期間や廃棄について、規程は定めていないものの、運用として以下のとおり対応している市区町村もみられた。

- ① 法定相続人全員に照会文を送付し、葬祭費用の支払意思の確認と併せて遺留物品の引取意思の確認を行い、拒否又は返信がなかったものは、期日から60日～90日後を目途に廃棄(1市区町村)
- ② 把握した法定相続人全員に、葬祭費用の支払の意思確認と併せて遺留金品の引取意思の確認の文書を送付。1通目の文書に対し期日までに返信がなかった場合には、2通目の同内容の文書を送付し、2通目の文書の期日までに返信がなかった場合又は廃棄の意思確認が取れた場合は、廃棄を実施。当該文書には、回答がない場合には、遺留金品を他の相続人に引き渡す又は廃棄を行う可能性がある旨を記載している。(2市区町村)

残余遺留物品の保管期間や廃棄について、厚生労働省の見解を確認したところ、遺留物品には様々な物が含まれ、個別の案件の事情に応じてその取扱いは判断されるべきことから、いつまで保管すれば廃棄してよいか一律の基準を設けること及び直ちに廃棄して差し支えな

い遺留物品を例示することは困難という見解であった。

一方で、前記の市区町村独自の保管期間や廃棄についての規程については、少なくとも行旅法、墓埋法及び生活保護法において、市区町村が独自に基準を定めることを禁じる規定はないとの見解であった。

残余遺留物品の保管期間や廃棄について、独自の規程を作成していない市区町村において、①残余遺留物品を何年保管しなければならないなどの基準が明確でない中で、市区町村として独自にこれら管理基準等を定めて運用することをためらっている、②過去に何度か規程の策定を課内で議論したが、保管や廃棄について見本となるものもなく、また関係職員により廃棄時期などの考え方が異なり意見集約できなかつたなど、規程の作成に当たって参考となるものがなく、どのように保管期間や廃棄に係る基準を定めればよいのか判断ができないとする市区町村がみられた。

なお、一部の市区町村から、「墓埋法適用死亡人の残余遺留物品を市区町村が保管することについて、法的根拠を明確にしてほしい」との意見がみられたが、これについては、前記6(1)にも述べたとおり、墓埋法第9条第2項により、行旅法第12条が準用されるとの厚生労働省の見解である。

【所見】

したがって、厚生労働省は、残余遺留物品の保管に係る市区町村等の負担の軽減に資する観点から、具体的に保管期間や廃棄について基準を定めている事例を集約・整理し、市区町村等に周知する必要がある。

(3) 遺骨の保管状況

ア 制度の概要

行旅法及び墓埋法に基づき、市区町村(長)が葬祭を行った場合の遺骨の取扱いについては、法令上に規定はない。遺骨の引取者がいない場合又は引取りを拒否された場合は、やむなく市区町村が遺骨を保管していると考えられる。

また、生活保護法に基づく葬祭扶助を支給した場合のうち、第三者が葬祭を実施した場合は、葬祭人が遺骨を引き取るとは限らず、遺骨の引取者がいない場合には、同様に保護の実施機関が、やむなく遺骨を保管していると考えられる。

なお、遺骨は、民法第 897 条に基づく^{さいし}祭祀を主宰すべき者に帰属するとの判例がある(平成元年最高裁判所第 3 小法廷判決)。

イ 調査結果

基礎調査において、市区町村が保管している遺骨の数を調査したところ、以下の表 6-(3)-①のとおり、いずれも増加している。

ただし、保管柱数についての回答市区町村数が、直近ほど多かったため、単純比較ができない。そのため、保管柱数の合計を回答市区町村数で割った数値で比較すると、墓埋法の令和 3 年 3 月 31 日時点から同年 10 月末時点までが横ばいとなっているほかは、増加傾向である。

表 6-(3)-① 基礎調査における引取者のない死亡人の遺骨の保管状況

区分		時点	平成30年3月31日	令和3年3月31日	令和3年10月末日
行旅法	回答市区町村数		488	507	510
	引取者のない死亡人の遺骨を保管していない市区町村数		248	211	207
	引取者のない死亡人の遺骨を保管している市区町村数		240	296	303
	保管柱数		4,766	5,485	6,055
	保管柱数／回答市区町村数		9.8	10.8	11.9
墓埋法	回答市区町村数		414	442	449
	引取者のない死亡人の遺骨を保管していない市区町村数		186	152	149
	引取者のない死亡人の遺骨を保管している市区町村数		228	290	300
	保管柱数		15,283	19,050	19,331
	保管柱数／回答市区町村数		36.9	43.1	43.1
生活保護法	回答市区町村数		331	349	353
	引取者のない死亡人の遺骨を保管していない市区町村数		158	141	134
	引取者のない死亡人の遺骨を保管している市区町村数		173	208	219
	保管柱数		25,429	32,210	34,462
	保管柱数／回答市区町村数		76.8	92.3	97.6

(注) 1 当省の調査結果による。

2 回答市区町村が引き受け、納骨堂や倉庫等に保管している遺骨の柱数を調査した。合葬等により、遺族等への引渡しが不可能な保管方法による場合も、柱数を把握していれば保管柱数に含むこととした。

3 柱数は不明と回答した市区町村は回答数に含まない。

4 「保管柱数／回答市区町村数」欄は、小数第2位を四捨五入している。

市区町村における引取者のない遺骨の保管場所は、①市区町村営の墓地、納骨堂、斎場等、②執務室内のキャビネットや倉庫、③仏教寺院等の宗教施設に保管を依頼、④遺品整理業者の倉庫や老人ホームの無縁墓などの事例がみられた。

保管から一定期間経過後や、保管場所が満杯になった場合は、骨壺から取り出して合葬している市区町村や海洋散骨を導入した市区町村がみられた一方で、遺族が引取りに来る可能性を考え合葬できないとする市区町村や、納骨からどの程度の期間保管しておくべきか苦慮している市区町村もみられた。

引取者のない死亡人の遺骨の保管について、市区町村からは、以下の表 6-(3)-②のとおり国に対する意見・要望がみられた。

表 6-(3)-② 引取者のない死亡人の遺骨の保管に関する市区町村の主な意見・要望

分類	主な意見・要望
遺骨の引渡し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親族への遺骨引取りの意思確認の統一基準が決まっていないため、判断に困る。実務上は三親等内の親族に意思確認を行っている。これは当市区町村の顧問弁護士に相談したところ、法定相続人になり得るのが三親等内であるので、これに準じるべきとの見解であったためである。しかし、三親等だと意思確認をしても回答自体がもらえないなど、事務的負担は重い。できれば親兄弟、子まで確認すれば足りることとする統一基準を国に定めてほしい。 ・ 遺骨の引渡しに対して徴収すべき書類や引き渡せる範囲など、全国的に統一的な基準を設けてほしい。遺骨をいどこが引き取るようになった際に、本人が提出した戸籍謄本には親同士が兄弟であることまでは記載されていなかったため、市区町村が公用請求して確認したものの、このような場合の戸籍の入手が適切か疑問がある。親族以外に引き渡した事例としては、死亡人の菩提寺の住職が生前に永代供養を頼まれていたとして引き取った事例、本人が信仰していた教会が引き取った事例、生前勤めていた会社の社長が引き取った事例などがあった。親族に引き渡す場合は、本人確認書類と死亡人との関係が分かる資料（戸籍謄本など）を提出してもらおうが、親族ではない場合にどのように関係を確認するのか難しい（住職の場合は生前の契約書面、教会の場合はその教会の名簿を閲覧し、死亡人の氏名があることを確認、会社社長の場合は死亡人の載っている社員名簿などで確認した。）。また、親族の場合は火葬費用の弁償を求めているが、他人の場合は求められるのかどうか分からず求めている。
納骨費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 葬祭扶助における「納骨」の範囲は曖昧。葬祭扶助の金額の範囲で納骨（永代供養）まで行うことは難しい。その範囲で納骨まで対応する業者もあるが、合祀が多い。合祀では後日遺族が引取りに来ても引き渡せないの、骨壺に入った状態で市区町村が引き取ることになる。引取者のない死亡人に限らず、葬祭扶助の対象となる納骨の範囲を明確にし、骨壺の状態での納骨の費用も対象にしてほしい。 ・ 合葬室への納骨は通常1柱4万4千円かかるが、引取者がいない遺骨の場合は全額免除しており、使用料徴収の機会損失が発生している。

(注) 当省の調査結果による。

法令上、引取者のない死亡人の遺骨の保管に関する規定がない中、今後このように市区町村等が保管せざるを得ない遺骨が更に増加することが想定されることから、厚生労働省においても課題を把握し、遺骨の保管の在り方について検討を行い、方向性を示すことが望まれる。